

令和2年4月1日より被扶養者の要件が一部見直しされ、

「日本国内に住所を有する者」であることが追加になります。

国内に住所を有するかどうかの判断は住民票の有無により判断します。

ただし、下記に掲げる要件に該当する場合は日本国内に住所を有しないが、生活の基礎が日本国内にあると考えられることから、例外的に被扶養者の国内居住要件を満たすこととされます。

①外国において留学をする学生

②外国に赴任する被保険者に同行する者

③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、

②と同等と認められる者

⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

○上記の①から⑤までの国内居住要件の例外に該当する方を被扶養者として届出する場合は、被扶養者（異動）届に下記の証明書類を添付してください。

①の場合・・・学生証、在学証明書、入学証明書の写し、査証

②の場合・・・海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し、査証

③の場合・・・ボランティア派遣機関の証明、参加同意書等の写し、査証

④の場合・・・出生や婚姻等を証明する書類等の写し

⑤の場合・・・個別に判断

証明書類が外国語で作成されたものであるときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

○例外的な要件に該当しない場合

施行日（令和2年4月1日）をもって被扶養者の資格がなくなることになりますので、被扶養者（異動）届をご提出ください。

また、日本国籍を有しない者であって、医療滞在ビザ等で来日して国内に居住する者及びこれらの者の日常生活上の世話をする者等は、日本国内に住所を有しても被扶養者の対象から除外されます。